

社会福祉法人陽光会 役員報酬規定

2017.6.

(目的)

第1条 この規定は定款に基づき、会議等に参加した役員等に対する報酬について定めることを目的とする。

(会議等)

第2条 この規定に定める会議等とは次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議会
- (3) 会計監査
- (4) 評議員選任解任委員会
- (5) その他理事長が認めた会議等

(役員等)

第3条 この規定において役員等とは次の各号のとおりとする。

- (1) 評議委員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員解任選任委員
- (5) 理事長が特に必要と認めた者

(報酬の算出方法)

第4条 日当として交通費を含んだ下記表に応じた額とする。

ただし、下記表に当てはまらない場合は理事長の判断とする。

報酬支給表

会議時間	日当額	備考
3時間未満	4000円	
3時間~4時間	6000円	
5時間以上8時間	8000円	
8時間を超える	10000~30000 限度	長期の場合は理事長判断

*源泉徴収します。

(支給方法)

第5条 役員等が会議等に参加したときは報酬を現金（源泉徴収税額を差し引き）支給する。